

焼津市景観計画

良好な景観形成の「実現に向けた取組」に関する評価・検証(案)

令和5年8月

焼津市景観計画 進捗評価シート

1) 良好な景観の形成のための取組

取組名	施策概要	実績	評価・課題	今後の方針
(1) 各種法制度の活用(P133)	<ul style="list-style-type: none"> 市内各地の良好な景観形成を図るため、対象地の景観上の課題を踏まえ、住民や地権者等との協議を重ねながら、<u>景観法等に基づく各種制度を活用し進めていく。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年に「<u>浜通り周辺地区</u>」「<u>花沢の里周辺地区</u>」を景観まちづくり重点地区に指定し、<u>施行した。</u> 令和5年3月末時点で、重点地区における景観届出件数は13件。 本制度により地区の景観特性を活かし、<u>焼津らしい景観を保全している。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 景観まちづくり重点地区が2地区指定されたことは評価できるものの、<u>指定以降の景観まちづくりの取組が進められてない。</u> 他地区の指定に向けた取組、あるいは地区の景観特性にあわせた法制度の活用が進められてない。 	<ul style="list-style-type: none"> 既指定地区である2地区の重点地区計画については、<u>景観まちづくりの取組を推進する。</u> 上記以外の地区については、新規指定のための条件の把握に努め、段階的に指定に向けた協議検討を進める。その他法制度の活用についても検討していく。
(2) 景観誘導の仕組みづくり				
① 観光推進事業との連携による景観の向上(P136)	<ul style="list-style-type: none"> 本市が進める観光推進事業と連携して、<u>市民や観光客が地域ごとの特色ある景観を楽しむことができる環境づくりを推進する。</u> 景観に配慮した案内サインや休憩場所等の設置などについて検討し、<u>快適な沿道景観を形成する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 市民や観光客が地域ごとの特色ある景観を楽しむことができる環境づくりの一環として次の施策を実施した。 【<u>花沢</u>】古民家を改修し、<u>花沢地区ビジターセンターを開設 (R3.3)</u> 【<u>浜通り</u>】「<u>服部家</u>」をリノベーションし、<u>体験・交流型ゲストハウスとして活用 (R3.4)</u> 令和3年7月 <u>駅前商店街エリアにターントクルこども館をオープン</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 焼津の景観資源である伝統的な家屋を改修し、<u>従来の形を残しながら焼津らしい景観地を再生した。</u>ビジターセンターや服部家では、交流拠点として少しずつ活気が生まれている。 ターントクルこども館の開設により市外から多くの人が来訪している。 上記以外の施策展開が不十分である。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな景観まちづくり重点地区の指定の際には、<u>観光推進施策と関連を踏まえ、計画を検討する。</u> その他、観光推進事業と連携を図りながら、具体的な方策を検討していく。 散策や自転車による周遊により、<u>点在する景観資源を繋げていく施策を検討する。</u>
② 焼津らしい景観地における景観誘導の仕組みづくり(P136)	<ul style="list-style-type: none"> 焼津らしい良好な景観を創出し、活用することが求められている景観地では、<u>景観まちづくりに関する協議、取組などを行う仕組みを構築する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 浜通り周辺地区、花沢の里周辺地区においては、<u>焼津市景観計画に基づく重点地区に指定することで景観誘導を実践している。</u> 重点地区計画の策定にあたっては、ワークショップを10回程度開催しながら検討しており、<u>策定プロセスが景観まちづくりに関する仕組みである。</u> 近年は、伝統的な家屋の除却や建替え等に伴い、<u>歴史的まちなみ景観が失われつつあり、これらについて、各関係課で情報や課題を共有した。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 景観まちづくり重点地区の2地区は、<u>重点地区指定以後の活動や取組みが不足している。</u> 景観誘導について、<u>関係課と改善策を協議して、推進することが求められる。</u> 庁内の連携強化のほか、<u>県、事業者、地域住民など、関係者と地域課題について協議し、一体的な景観形成の推進を図る必要がある。</u> 景観まちづくり重点地区の指定は、<u>焼津らしい景観地の景観誘導の仕組みであり、2地区での指定実績を活かして、他地区の指定の検討が求められる。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 焼津らしい景観地の景観誘導のために、<u>関係課と定期的に情報交換し、景観に関するイベント企画等を進める。</u> 港湾や河川などの公共施設の整備の際には、<u>施設管理者と情報を共有し、事前相談・協議を徹底する。</u> 新たな重点地区の指定について協議するとともに、<u>既指定地区の2地区においては、次のステップとなる活動を推進する。</u> 浜通り周辺地区の沿岸部特有の伝統的な家屋や、<u>花沢の里周辺地区の伝統的な家屋と自然との調和を活用した景観誘導を推進する。</u>
③ 本市独自の屋外広告物の規制誘導の仕組みづくり(P136)	<ul style="list-style-type: none"> 本市独自の屋外広告物に関するガイドラインや条例を制定し、<u>地域の景観特性を踏まえた屋外広告物の掲出を誘導する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 景観計画では規制誘導が難しい屋外広告物の景観について、<u>焼津市独自の屋外広告物の規制誘導の仕組みの検討を行った。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 焼津市独自の屋外広告物に関するガイドラインや条例の制定に向けて、<u>以下の点について十分に精査、検証を行なう必要がある。</u> ① 焼津市が独自条例化する意義 ② 市内全規制地域の「<u>自家広告物</u>」の色彩制限の確認 ③ 規制を強化する地区において、<u>既存不適格となる看板への対応</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 市全体でのルールづくりのほか、<u>地区計画、建築協定、「景観まちづくり重点地区計画」といった地域独自のルールを活用し、地域住民の理解と協力を得ながら、景観に配慮して屋外広告物を緩やかに誘導する仕組みなどについて研究する。</u> 独自条例の制定のほか、<u>デザインの誘導方針の作成を検討する。</u>

1) 良好な景観の形成のための取組

取組名	施策概要	実績	評価・課題	今後の方針
(3) 優れた景観資産に関する指定制度の創設(P137)	<ul style="list-style-type: none"> ・優れた景観資源を「(仮称) 焼津市景観資産」に指定する制度を設け、本市の景観資源として保全しつつ、まちづくり等への活用を図る。 ・景観資産を積極的にPRし、市民の景観まちづくりの機運醸成につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体の景観資産の指定状況について調査した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・焼津市景観まちづくり条例第26条により、市には景観資産の周知、保全、活用の努力義務があり、財政的支援を視野に入れた検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観重要建造物や景観重要樹木の指定、及び保全方法を研究していく。 ・優れた景観資源だけでなく、その保全と活用に関する所有者や管理者の活動をセットで「景観資産」として指定するなど、市民が主体となった景観まちづくりの推進を目的に実施する。 ・具体的な手続きや内容について、要綱を定める。要綱は、景観計画の運用状況を見ながら作成する。
(4) 景観まちづくりのための資金の確保(P138)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や地域活動団体等が景観まちづくりに関する活動の資金調達のため、クラウドファンディングなどを活用することができるよう支援をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラウドファンディングの仕組みや実例について調査した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資金集めには、支援者の景観まちづくりに対する理解や協力が大切であり、景観まちづくりに関する情報発信等により、市民の景観に対する意識の醸成を図ることから始める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や地域活動団体等から景観まちづくりに関する具体的な計画立案の要望がある場合には資金調達の支援を検討していく。 ・将来的に、クラウドファンディングやふるさと納税などの寄付金を活用したまちづくりファンドの組成など、景観形成だけでなく、観光振興、多世代交流等を含め、民間による自主的なまちづくり活動の継続や発展を支援する仕組みを研究する。
(5) 「(仮称) 焼津市公共施設景観ガイドライン」の策定と運用(P138)	<ul style="list-style-type: none"> ・景観に配慮した公共施設の整備・改修等を行うための指針を定めた「(仮称) 焼津市公共施設景観ガイドライン」を策定し、適切に運用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の定める各種景観配慮に関するガイドラインを「(仮称) 焼津市公共施設景観ガイドライン」の参考とするため資料収集を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力的な「焼津らしい景観」を形成していくため、公共施設における景観配慮の視点等をまとめ、施設担当者が主体的に景観形成に取り組める仕組みを整える必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係各課と協議を進めながら、次回の評価・検証（5年後）までにガイドラインを策定する。 ・ガイドラインの策定にあたっては、適用の対象施設、事前協議の流れ、配慮事項などについて十分に検討する。

2) 推進体制の構築

取組名	施策概要	実績	評価・課題	今後の方針
<p>(1) 市民・事業者等の意識の醸成</p> <p>① 景観まちづくりに関する情報の発信 (P141)</p>	<p>・景観まちづくりに関する情報を広報紙や市のホームページ、市のSNSページ、各種パンフレットなどを活用して発信する。</p>	<p>・市のHPに、市の景観まちづくり、焼津市景観計画、観光地エリア景観計画などの情報を掲載している。</p> <p>・広報誌や市HP、焼津市公式アカウントLINEにて屋外広告物の規制について情報を発信。</p>	<p>・景観まちづくりに関する市民・事業者の認知度が低く、積極的な広報活動により認知度を高めていく必要がある。</p> <p>・市で多くの地域資源、景観地に関する情報を持っているが、市民への発信、共有が十分でない。</p> <p>・多様な媒体を活用した情報発信が求められる。</p>	<p>・焼津市公式LINE(登録者14万人超)を活用し、自然の動植物や伝統的な建物等、景観に親しみやすいアプローチを模索し、積極的に情報を発信する。</p> <p>・他部署と協働で健康づくりや食など、市民の関心の高い分野と絡めて、本市の景観の魅力を伝える。</p> <p>・地理情報システム(GIS)を活用し、景観まちづくり重点地区計画の対象区域、焼津らしい眺望点などの景観まちづくりの情報を地図上で確認できるようにする。</p>
<p>② 景観まちづくりに関するシンポジウム等の開催 (P141)</p>	<p>・市民の景観まちづくり等に関する意識の醸成を図るため、シンポジウム等を開催する。シンポジウムの開催にあたっては、市民や事業者等に広く周知し、より多くの参加を促す。</p>	<p>・シンポジウムの開催はコロナ禍により困難であったが、HPに景観まちづくりに関する情報を掲載して情報発信を行った。</p>	<p>・シンポジウムは一度により多くの聴講者に周知できるメリットがあり、景観まちづくりの推進を図るために、早急の実施を検討することが求められる。</p>	<p>・市民・事業者は焼津市の景観や景観計画に関する情報発信に努め、市民や事業者の意見を踏まえシンポジウムの開催について検討する。</p> <p>・小規模で気楽な話し合いの場「座談会」、少人数の参加者同士の意見交換「ワークショップ」といった他のイベント形式を検討する。</p> <p>・ZoomやYouTube等を活用したオンライン・シンポジウムの配信を研究する。</p>
<p>③ 景観まちづくりの功績者に関する表彰制度の創設 (P142)</p>	<p>・景観に優れた建築物の建築・設計やまち並みづくり、緑化をはじめ、優れた景観まちづくりの活動など、良好な景観形成に功績のある個人や団体を表彰する制度を創設し、市民や事業者の主体的かつ積極的な取組を促進する。</p>	<p>・国や県の景観に関する表彰制度を、焼津市独自の表彰制度の参考にするために調査した。</p>	<p>・既存の表彰制度では、毎年国交省の都市景観大賞や静岡県静岡景観賞が実施されているが、比較的市民が参加しやすい景観施策として焼津市独自の表彰制度について具体的に検討する必要がある。</p>	<p>・先進市の事例を参考に検討を進める。</p> <p>・受賞理由を対外的に説明しやすいよう、審査に公平性を持たせるため、審査基準や審査方法、あるいは募集方法や対象等について検討を進める。</p> <p>・募集のテーマや部門を設定するにあたり、応募してもらえるような活動がそもそもあるのか、他部署と連携を図りながら既存の景観まちづくり活動を把握する。</p>
<p>④ 景観まちづくりに関する教育・学習の推進 (P142)</p>	<p>・市民や事業者が景観に関心を持つきっかけとなるイベント、景観に関する基礎的な知識を習得する講座などを開催する。</p> <p>・小中学生の景観への意識を高めるため、総合学習の時間等を活用した子どもの景観学習を推進する。</p>	<p>・令和元年11月と12月に焼津市景観まちづくり重点エリアである浜通り、花沢で勉強会を開催し、いずれも10～15人程度の市民が参加した。</p> <p>・参加者アンケートの結果では、いずれの地区も9割以上が景観について興味を持ったと回答があった。</p>	<p>・勉強会は、参加者の景観まちづくりに対する意識を醸成する機会になるとともに、浜通り周辺及び花沢の里周辺の2地区を景観まちづくり重点地区に指定することにつながった。</p> <p>・子どもの頃から身近なまちや良好な「景観」に対する関心を持たせ、景観やまちづくりに対する意識を高めることが必要である。</p>	<p>・勉強会は、開催地区や学習内容を踏まえ、定期的な開催を検討する。</p> <p>・「景観まちづくり学習の手引き」(静岡県・静岡県教育委員会発行)や静岡県景観形成推進アドバイザー制度も活用しながら、学校に景観学習の提案を行い景観意識の醸成を図る。</p>

2) 推進体制の構築

取組名	施策概要	実績	評価・課題	今後の方針
(2) 推進体制の整備				
① 焼津市景観審議会の設置 (P143)	<ul style="list-style-type: none"> 本市の景観まちづくりに関する諮問を行うとともに、助言・指導等を求める機関として、<u>焼津市景観審議会を設置する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 焼津市の良好な景観形成に関する重要な事項について、<u>市長の諮問に応じて審議・助言等を求める体制を整えている。</u> 近年は、令和元年度に1回開催 	<ul style="list-style-type: none"> 景観まちづくりを効果的・効率的に推進するため、取組の進捗状況を評価・検証するためにも景観審議会の開催が求められる。 <u>今後の景観まちづくりに関わる多様な場面で定期的に開催することが必要である。</u> 景観まちづくり重点地区計画（素案）について、<u>景観審議会の意見を伺うことで、専門的な知見が得られた。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>定期的に審議会を開催していく。</u> 景観計画の運用実績を確認するほか、景観計画以外も含めた行政の景観に関する施策、住民の景観まちづくり活動について、外部の専門家や市民を交えて検討する場として景観審議会を活用する。
② 景観整備機構の指定 (P143)	<ul style="list-style-type: none"> <u>良好な景観形成に取り組む NPO 法人や公益法人を景観法に基づく「景観整備機構」として指定し、市と協力して景観まちづくりを進めていく。</u>また、景観整備機構に指定された団体が行う景観まちづくりに寄与する活動への支援について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 県内自治体の景観整備機構の指定状況や業務事項を調査した。 	<ul style="list-style-type: none"> 景観整備機構の指定数は少なく、本市でも景観整備機構を必要とする具体事例が乏しく、<u>ニーズの掘り起こしを要する。</u> 景観形成に係る活動や取組を進める団体(公益法人や NPO 法人)について、<u>情報収集していくことが必要である。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の景観まちづくりに関わる施策実施状況を踏まえ、<u>必要に応じて景観整備機構の指定を研究する。</u>
③ 景観まちづくりを実践する団体の認定と支援 (P143)	<ul style="list-style-type: none"> 景観まちづくりに関する活動を行う団体を「<u>景観まちづくり活動団体</u>」に認定し、<u>良好な景観形成に資する活動を支援する。</u>また、その他の市民や事業者等が取り組む景観まちづくりのための活動についても必要に応じて支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内の景観まちづくりに関する活動を行う団体について、<u>庁内で聞き取り調査を行った。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>身近な環境や景観について自主的に活動している個人や団体の現況を十分に把握できていない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>地域活動団体活動内容を把握し、必要に応じて景観まちづくり活動団体としての認定を検討する。</u>
④ 景観まちづくりに関わる各主体間のネットワークづくり (P144)	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体、景観整備機構、公共施設管理者、行政等、<u>景観まちづくりに関わる各主体が連携・協力し、地域の良好な景観の形成に向けた取組みを推進する。</u>また、必要に応じて、景観法第15条に規定する「<u>景観協議会</u>」の設立を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 浜通り周辺及び花沢の里周辺地区の重点地区計画を策定する際は、<u>景観まちづくり重点地区協議会を設立し、良好な景観形成に向けた景観まちづくり重点地区計画を策定した。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 景観まちづくり重点地区協議会や焼津市景観審議会といった組織づくりを行ってきたものの、<u>それらを含めた景観まちづくりに関わる個々の主体をつなげていく取組は十分ではない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 景観に関する情報交換会やワークショップなど、自由に話し合える場を提供するとともに、<u>景観まちづくりに関する情報やノウハウ、課題を関連活動団体と共有できる仕組みを構築していく。</u>